

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議の規約の一部改正（案）

1 改正趣旨

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議（以下「県民会議」という。）は、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例第7条の規定に基づき、県、市町、県民等および事業者が相互の連携の下に地域における安全を守るための活動を展開し、県民等が犯罪に遭うことなく、安全に安心して生き生きと暮らすことができる社会が実現するための取組を実践することを目的として設置された。県民会議は県民総ぐるみ運動に向けた推進体制であることから、創設以来、会長を知事、副会長を県議会や市町、防犯関係団体、事業者の代表者としている。

警察本部は、公共の安全と秩序の維持を責務とする本来業務としており、県民会議において知見に基づく的確な犯罪情報等を提供しているが、地域の実情に応じた安全なまちづくりのための活動をする上で、犯罪情報の提供や助言、支援は一層重要になっており、警察本部長を県民会議の副会長に加えて会長を補佐することとするもの。

また、警察本部を管理する立場として置かれている滋賀県公安委員会（※）は、警察本部と一体となって公共の安全と秩序の維持の責務を担っていることから、これらに関する意見を求めることができるよう、滋賀県公安委員会を県民会議の構成員に加えることとするもの。

さらに、各市町については、これまで市長会、町村会を構成員としていたが、これまでから県民会議に参画いただいております。県民会議の構成員に各市町を加える規約の整備をするもの。

※ 警察法第38条第3項 都道府県公安委員会は、都道府県警察を管理する。

2 改正内容

(1) 構成員に「滋賀県公安委員会」および「各市町」を追加

第4条 県民会議は、県、市町、県民、事業者で構成する。

2 県民会議の構成員は、別表に掲げる団体等の代表者とする。

別表（第4条関係）

県	滋賀県 滋賀県議会 滋賀県教育委員会 <u>滋賀県公安委員会</u> 滋賀県警察本部
---	--

市町	各市町 滋賀県市長会 滋賀県町村会 滋賀県市議会議長会 滋賀県町村議会議長会
県民等	省略
事業者	省略

(2) 副会長に「滋賀県警察本部長」を追加

第5条 県民会議に、会長および副会長を置く。

2 会長は、滋賀県知事とし、県民会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、次の団体等の代表者とし、会長を補佐する。

(1) 滋賀県議会（関係常任委員会）

(2) 滋賀県警察本部

(3) 滋賀県市長会

(4) 滋賀県町村会

(5) (公社) 滋賀県防犯協会

(6) 滋賀県経済団体連合会

(3) 施行日

平成26年9月5日